

令和4年度定期監査結果報告書

第1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、沖縄市監査基準（令和2年3月26日決裁）に準拠して監査を実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象範囲

令和4年9月末日時点における予算の執行状況、事務事業及び財産の管理状況等の財務に関する事務

2 監査の対象部署

(1) 総務部

総務課、防災課、秘書広報課、人事課、契約管財課、市民税課、資産税課、納税課

(2) 企画部

政策企画課、財政課、基地政策課、情報推進課、プロジェクト推進担当

(3) 健康福祉部

ちゅいしいじい課、障がい福祉課、介護保険課、保護管理課、保護第一課、保護第二課、国民健康保険課、市民健康課

(4) 建設部

都市計画担当、都市交通担当、公園みどり課、建築指導課、道路課、用地課、区画整理課、住まい建築課、東部海浜開発局計画調整課

(5) 消防本部

消防総務課、予防課、通信指令課、消防署警防課

(6) 議会事務局

庶務課、議事課

第4 監査の着眼点（評価項目）

- 1 予算の執行、収入、支出及び契約事務が法令等に基づき適正に行われているか。
- 2 財産の管理、取得、処分及び使用許可などの手続きが法令等に基づき適正に行われているか。

第5 監査等の実施内容

1 監査の主な内容

- (1) 監査対象部署による監査資料の提出
- (2) 事務局職員による監査資料の確認
- (3) 監査委員による監査の実施

2 監査の期間及び場所

- (1) 期間：令和4年10月25日～令和5年3月14日
- (2) 場所：監査室（本庁地下2階）及び消防本部

第6 監査の結果

1 指摘、留意及び要望事項

監査の実施結果の評価・判断にあたっては、下記の区分で行った。

- ・指摘事項 違法または不当な事項では正すべきもの
速やかに所要の措置を講じるよう求めるもの
過去に注意・検討事項としたが改善されない事項
- ・留意事項 事務処理上留意すべき事項
指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの
- ・要望事項 改善について検討を求めるもの

2 指摘事項等（共通事項）

○ 支出負担行為の作成について（要望事項）

今回の定期監査において、支出負担行為を整理する手順については、各課、多様であった。

支出負担行為とは、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為をいい、それら契約等に基づき支出負担行為書を作成することで、予算を担保することである。支出の原因となる契約等と支出負担行為は一体的に事務処理をしなければならないものである。

契約事務に際しては、支出負担行為書の作成を失念することのないよう、それらの手順について全序的なルール作りを検討していただきたい。

指摘事項等の内容別件数

(単位：件)

区分	指摘事項	留意事項	要望事項	合計
共通事項	-	-	1	1
総務部				
総務課	-	-	-	-
防災課	-	-	-	-
秘書広報課	-	-	-	-
人事課	-	-	-	-
契約管財課	-	-	-	-
市民税課	-	-	-	-
資産税課	-	-	-	-
納税課	-	-	-	-
企画部				
政策企画課	-	-	-	-
財政課	-	-	-	-
基地政策課	-	-	-	-
情報推進課	1	-	-	1
プロジェクト推進担当	-	-	-	-
健康福祉部				
ちゅいしいじい課	-	-	-	-
障がい福祉課	-	-	-	-
介護保険課	-	-	-	-
保護管理課・保護第一課・ 保護第二課	-	-	-	-
国民健康保険課	-	-	-	-
市民健康課	1	-	-	1
建設部				
都市計画担当	-	-	-	-
都市交通担当	-	-	-	-
公園みどり課	1	-	-	1
建築指導課	-	-	-	-
道路課	-	-	-	-
用地課	-	-	-	-
区画整理課	-	-	-	-
住まい建築課	-	-	-	-
東部海浜開発局計画調整課	-	-	-	-
消防本部				
消防総務課	-	1	1	2
予防課	-	-	-	-
通信指令課	-	-	-	-
消防署警防課	-	-	-	-
議会事務局				
庶務課・議事課	-	-	-	-
合計	3	1	2	6

3. 指摘事項等のあった部署

(1) 企画部情報推進課

○ 支出負担行為として整理する時期について（指摘事項）

沖縄市会計規則第47条別表第2においては、委託料を支出負担行為として整理する時期は、「契約締結のあったとき又は請求のあったとき」と規定されているところ、下記の契約年月日に対し、令和4年9月末現在においても支出負担行為として整理されていなかった。

・歳出2款1項9目 事業名：行政情報管理事業 12節委託料
マイナポイント申込支援業務委託料

契約名： 令和4年度マイナポイント申込支援業務委託

契約額変更月日：令和4年9月16日

変更金額： 652,728円

・歳出2款1項9目 事業名：行政情報推進事業（新型コロナ感染症緊急対策） 12節委託料 総合窓口システム導入委託料

契約名： 総合窓口システム導入業務

契約年月日： 令和4年8月9日

契約額： 20,570,000円

(2) 健康福祉部市民健康課

○ 支出負担行為として整理する時期について（指摘事項）

沖縄市会計規則第47条別表第2においては、委託料を支出負担行為として整理する時期は、「契約締結のあったとき又は請求のあったとき」と規定されているところ、下記の契約年月日に対し、令和4年9月末現在においても支出負担行為として整理されていなかった。

・歳出4款1項4目 事業名：健康増進事業 12節委託料
健康づくり教室委託料

契約名： 健康づくり教室第1クール運営業務委託

契約年月日： 令和4年7月25日 契約額：2,574,000円

契約名： 健康づくり教室第2クール運営業務委託

契約年月日： 令和4年7月25日 契約額：2,566,080円

契約名： 健康づくり教室第3クール運営業務委託

契約年月日： 令和4年9月13日 契約額：2,565,000円

(3) 建設部公園みどり課

○ 歳入科目の誤りについて（指摘事項）

沖縄市会計規則第 20 条において、「課長は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令又は契約書その他の関係書類に基づいて、地方自治法施行令第 154 条第 1 項の規定による調査をし、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない。」と規定され、また、調定後においても、調定漏れや納付状況等の確認を行う必要があるが下記のとおり、歳入科目の誤りがあった。

・歳入 14 款 1 項 7 目 2 節都市計画使用料

02 公園占用料収入未済額：△817,722 円（高圧線下用地補償金分）

04 行政財産使用料収入未済額：△508,020 円

調定：令和 4 年 4 月 1 日

収入：令和 4 年 6 月 29 日

変更調定：令和 4 年 9 月 30 日

・歳入 21 款 5 項 1 目 8 節土木費雜入(更正科目)

13 高圧線下用地補償金収入未済額：1,325,742 円

調定：令和 4 年 4 月 1 日

(4) 消防本部消防総務課

① 旅費概算払いにかかる精算の遅れ（留意事項）

沖縄市会計規則第 67 条第 1 項において、「概算払を受けた者は、用務を終了した日から 7 日以内に支出命令書に証拠書類を添えて精算しなければならない」と規定されているところ、航空機搭乗券（半券）の紛失による再発行に時間を要し、下記のとおり、用務を終了した 7 日以内に精算されていなかった。

旅費精算にかかる証拠書類の保管には十分に気を付けていただきたい。

・歳出 9 款 1 項 1 目 事業名：教育訓練費 8 節旅費 001 県外旅費

契約名：令和 4 年度指導救命士養成研修

支払日：令和 4 年 5 月 17 日

研修期間：令和 4 年 5 月 24 日～令和 4 年 7 月 4 日

精算日：令和 4 年 7 月 19 日

② 備品の保有状況について（要望事項）

消防本部における新規備品の購入の際は、消防総務課で予算化・購入し一括して備品出納簿へ登録後、各課へ管理替えを行っている。一方、各課の備品を廃棄する際は、各課で消防総務課に管理替えを行い、消防総務課で廃棄を行う流れとなっている。そのため事務処理のタイミングによって消防総務課と各課の備品出納簿の増減数が一致していない状況にあった。

備品管理については、各課の保有数の不一致が生じないよう、運用方法を再考して頂きたい。